

## 第7章

# 介護保険事業費の見込み



## 第7章 介護保険事業費の見込み

### 1 介護保険の総事業費等の見込み

#### (1) 介護報酬改定について

介護従事者の処遇改善を図るため、平成20(2008)年5月に施行された「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律」にもとづき、平成21(2009)年度には介護従事者の処遇改善のための対策として、介護報酬の改定(全体として3%上昇)が行われます。

#### (2) 介護給付費の推計

(単位：円)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
居宅サービス	訪問介護	583,248,086	599,324,362	616,611,070	1,799,183,518
	訪問入浴介護	21,321,684	22,917,802	24,513,921	68,753,407
	訪問看護	84,300,891	86,146,859	88,822,696	259,270,446
	訪問リハビリテーション	23,281,659	23,281,659	24,802,703	71,366,021
	居宅療養管理指導	23,235,140	23,773,248	24,464,706	71,473,094
	通所介護	599,489,078	617,210,994	634,196,893	1,850,896,965
	通所リハビリテーション	206,163,676	210,916,462	215,690,254	632,770,392
	短期入所生活介護	111,408,491	113,227,715	117,523,521	342,159,727
	短期入所療養介護	23,702,238	24,364,617	24,364,617	72,431,472
	特定施設入居者生活介護	74,258,396	76,329,166	82,835,712	233,423,274
	福祉用具貸与	106,971,303	109,942,799	112,652,932	329,567,034
	特定福祉用具販売	9,099,058	10,091,156	10,424,808	29,615,022
	住宅改修	18,758,615	19,641,021	21,873,393	60,273,029
居宅介護支援	200,030,455	218,896,395	237,704,046	656,630,896	
施設 介護保険	介護老人福祉施設	585,090,185	600,225,878	613,557,491	1,798,873,554
	介護老人保健施設	569,208,798	598,781,146	612,512,366	1,780,502,310
	介護療養型医療施設	447,070,098	419,601,001	419,601,001	1,286,272,100

(単位：円)

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	合計
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護	7,982,329	9,578,795	11,175,261	28,736,385
	認知症対応型通所介護	4,105,181	5,473,575	6,689,924	16,268,680
	小規模多機能型居宅介護	74,285,007	128,780,085	183,275,163	386,340,255
	認知症対応型共同生活介護	191,427,465	244,451,676	288,379,727	724,258,868
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	57,522,449	57,522,449	60,746,579	175,791,477
	介護給付費（小計）	4,021,960,282	4,220,478,860	4,432,418,784	12,674,857,926

## (3) 介護予防給付費の推計

(単位：円)

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	合計
介護予防サービス	介護予防訪問介護	84,874,014	87,687,874	90,234,514	262,796,402
	介護予防訪問入浴介護	691,603	790,404	790,404	2,272,411
	介護予防訪問看護	3,259,891	3,259,891	3,672,984	10,192,766
	介護予防訪問リハビリテーション	1,844,599	2,202,401	2,618,705	6,665,705
	介護予防居宅療養管理指導	2,626,618	2,626,618	2,789,762	8,042,998
	介護予防通所介護	80,579,884	82,924,922	85,511,980	249,016,786
	介護予防通所リハビリテーション	14,922,629	15,808,448	15,808,448	46,539,525
	介護予防短期入所生活介護	339,640	517,725	598,502	1,455,867
	介護予防短期入所療養介護	445,991	891,982	1,337,973	2,675,946
	介護予防特定施設入居者生活介護	30,877,525	30,877,525	32,592,129	94,347,179
	介護予防福祉用具貸与	9,892,670	10,259,518	10,500,008	30,652,196
	特定介護予防福祉用具販売	3,484,957	4,185,062	4,539,007	12,209,026
	介護予防住宅改修	9,963,121	11,483,496	12,777,370	34,223,987
	介護予防支援	32,976,703	34,141,477	35,139,209	102,257,389
地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	3,273,559	4,522,517	5,771,475	13,567,551
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
介護予防給付費（小計）		280,053,404	292,179,860	304,682,470	876,915,734

#### (4) 総給付費の推計

(単位：円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	合計
介護給付費	4,021,960,282	4,220,478,860	4,432,418,784	12,674,857,926
介護予防給付費	280,053,404	292,179,860	304,682,470	876,915,734
総給付費	4,302,013,686	4,512,658,720	4,737,101,254	13,551,773,660

#### (5) 標準給付費見込額

平成 21 年度～平成 23 年度標準給付費見込額

$$= \text{総給付費} + \text{特定入所者介護サービス費等給付額} \\ + \text{高額介護サービス費等給付額} + \text{算定対象審査支払手数料}$$

(単位：円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	合計
総給付費	4,302,013,686	4,512,658,720	4,737,101,254	13,551,773,660
特定入所者介護サービス費等給付額	163,537,700	172,532,273	182,194,080	518,264,053
高額介護サービス費等給付額	86,348,958	89,284,822	92,188,604	267,822,384
算定対象審査支払手数料	4,559,945	4,757,480	4,963,595	14,281,020
審査支払手数料支払件数 (件)	70,153	73,192	76,363	219,708
標準給付費見込額	4,556,460,289	4,779,233,295	5,016,447,533	14,352,141,117

##### ※特定入所者介護サービス費等給付額

低所得のかたの介護保険施設等の利用が困難とならないように、食費と居住費の一定額以上が保険給付される制度です。平成 18(2006)年度～平成 20(2008)年度の実績等を勘案して、給付額を見込みました。

##### ※高額介護サービス費等給付額

介護サービスを利用して、支払った自己負担額が一定額を超えた場合に支給されます。平成 18(2006)年度～平成 20(2008)年度の実績及び高額医療合算介護サービス費等を勘案して、給付額を見込みました。

##### ※算定対象審査支払手数料

介護報酬の審査及び支払いに関する事務を委託している国保連合会に対して、支払う手数料です。平成 18(2006)年度～平成 20(2008)年度の実績等を勘案して、費用を見込みました。

## (6) 地域支援事業費の推計

地域支援事業の実施に必要な事業規模は、国により標準給付費見込額から算定対象審査支払手数料を除いた保険給付費見込額の3%が上限とされています。

$$\boxed{\text{地域支援事業費}} = \boxed{\text{平成21年度～平成23年度地域支援事業費}}$$

(単位：円)

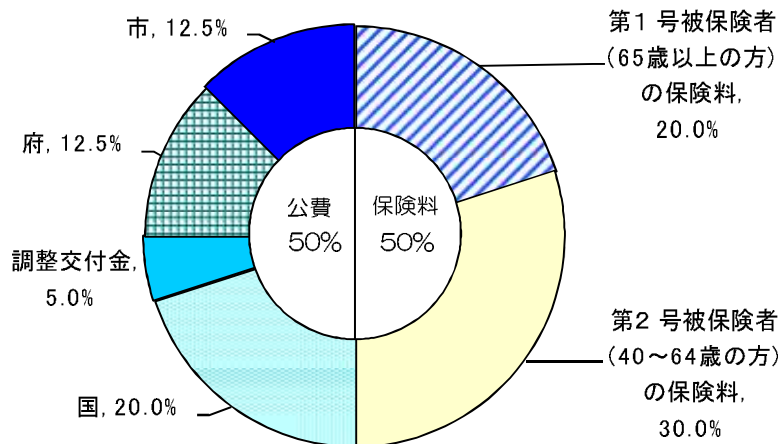
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
地域支援事業費	117,787,000	133,685,000	150,344,000	401,816,000
介護予防事業	49,069,000	57,351,000	65,214,000	171,634,000
包括的支援事業	54,388,000	54,961,000	60,197,000	169,546,000
任意事業	14,330,000	21,373,000	24,933,000	60,636,000
保険給付費見込額に対する割合 (%)	2.6	2.8	3.0	2.8

## 2 費用額・保険料額の算出方法

### (1) 介護保険制度の財源構成

介護保険事業にかかる給付費は、サービス利用時の利用者負担を除いて、保険料と公費が50%ずつを占めています。第4期計画では、標準給付費見込額と地域支援事業費の合計額の20%を第1号被保険者(65歳以上のかた)、30%を第2号被保険者(40～64歳のかた)が負担することを標準としています。また、公費における負担割合は、基本的には国が25% (うち、調整交付金※として5%)、府が12.5%、市が12.5%となっていますが、府が指定権限を有する施設分の給付については、国が20% (うち調整交付金として5%)、府が17.5%、市が12.5%となります。

■介護保険制度の財源構成



#### ※調整交付金

国が、市区町村間の介護保険財政格差を是正するために、以下を考慮して交付するもの。また、調整交付金の交付割合の変動こともない、第1号被保険者の保険料の負担割合(20%)も変動する。

- ① 後期高齢者(75歳以上の)の割合(後期高齢者加入割合補正係数として保険料算出時に加味する)
- ② 高齢者の所得分布の状況(所得段階別加入割合補正係数として保険料算出時に加味する)
- ③ 災害時の保険料減免などの特殊な場合

## (2) 介護報酬改定にともなう保険料の考え方について

### ①保険料収納必要額

第4期計画では、標準給付費見込額と地域支援事業費の合計の20%を基準に、第1号被保険者の保険料で負担する保険料収納必要額を算出します。

保険料収納必要額	=	{②標準給付費見込額と地域支援事業の合計 × 第1号被保険者保険料負担割合20% + ⑤調整交付金相当額 - ⑥調整交付金見込額 + ⑦財政安定化基金拠出金見込額 + ⑧財政安定化基金償還金 - ⑨介護給付費準備基金取崩額 + ⑩市町村特別給付費等}
----------	---	--

#### ■保険料収納必要額

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
①標準給付費見込額	4,556,460,289円	4,779,233,295円	5,016,447,533円	14,352,141,117円
②標準給付費見込額と地域支援事業の合計	4,674,247,289円	4,912,918,295円	5,166,791,533円	14,753,957,117円
③後期高齢者加入割合補正係数	1.0628			
本市の前期高齢者加入率	0.5735	0.5624	0.5460	0.5605
全国の前期高齢者の要介護者発生率	0.0469			
本市の後期高齢者加入率	0.4264	0.4375	0.4540	0.4394
全国の後期高齢者の要介護者発生率	0.3007			
④所得段階別加入割合補正係数	0.9610			
⑤調整交付金相当額 (②×5%)	227,823,014円	238,961,665円	250,822,377円	717,607,056円
⑥調整交付金見込額	208,230,000円	218,411,000円	229,252,000円	655,893,000円
調整交付金見込交付割合	4.57%			
⑦財政安定化基金拠出金見込額	0円			
⑧財政安定化基金償還金	0円	0円	0円	0円
⑨介護給付費準備基金取崩額	230,000,000円			
⑩市町村特別給付費等	500,000円	500,000円	500,000円	1,500,000円
平成21年度～平成23年度における保険料収納必要額	(介護従事者処遇改善臨時特例交付金加算前) 2,784,005,479円			

## ②保険料の算出方法

第1号被保険者の保険料は、保険料収納必要額を計画期間における第1号被保険者数で割ることにより、保険料基準年額を求めますが、介護保険制度では第1号被保険者が納付する保険料額は、所得段階に応じたものとなっており、所得段階別の被保険者数を勘案して保険料を設定します。

$$\boxed{\text{第1号被保険者の保険料基準年額}} = \boxed{\frac{\text{保険料収納必要額} \div \text{予定保険料収納率}}{\text{所得段階加入割合補正後被保険者数} \div 3 \text{ 年}}}$$

※第4期計画では、予定保険料収納率を98%、所得段階加入割合補正後被保険者数を52,991人とします。

## ③保険料の多段階設定について

第4期保険料収納必要額（P111参照）にもとづき保険料を算出し設定しますが、設定にあたっては、被保険者本人の収入・所得や負担能力に応じて次の点を踏まえて保険料段階を設定します。

1. 現行の保険料第4段階の被保険者のうち本人収入・所得が第2段階相当である被保険者の保険料率を引き下げます。
2. 第3期で税制改正にともない実施した激変緩和措置が平成20(2008)年度で終了になります。当該措置を受けていた被保険者の保険料の大幅な上昇を抑制するためと税制改正後に被保険者となった者との負担水準の均衡を図るために新たに段階を設定します。
3. 第3期の第6段階のうち、合計所得金額500万円を基準として新たに段階を細分化します。

所得段階別保険料については、P114の表のとおりとなります。

#### ④介護従事者処遇改善臨時特例交付金の活用による保険料の抑制

介護従事者処遇改善臨時特例交付金は、平成 21(2009)年度の介護報酬改定に伴う、第 1 号被保険者の介護保険料の急激な上昇を抑制することを目的として、国が各市町村保険者に交付しているものです。

国の考え方として、この交付金の内容は、報酬改定による平成 21(2009)年度の保険料上昇分の全額、平成 22(2010)年度の保険料上昇分の半額について被保険者の負担を国費により軽減するものです。なお、交付金算定後の保険料収納必要額は次のとおりです。

##### ■介護従事者処遇改善臨時特例交付金の額

	平成 21 年度～23 年度 合計
①平成 21 年度～平成 23 年度における 保険料収納必要額	(介護従事者処遇改善臨時特例交付金加算前) 2,784,005,479 円
②介護従事者処遇改善臨時特例交付金	39,520,738 円
③平成 21 年度～平成 23 年度における 保険料収納必要額 (①-②)	(介護従事者処遇改善臨時特例交付金加算後) 2,744,484,741 円

各市町村保険者は、「その交付金を段階的に取り崩しながら、それに対応して保険料の設定を段階的に引き上げていく」または、「保険料を平準的に設定する」の 2 とおりの方法から選択することになります。

本市としては、交付金を 3 年間平均的に取り崩していきながら、3 年間の基準保険料額は変更しないという考え方から平準化して設定します。

介護従事者処遇改善臨時特例交付金加算による保険料基準年額は、同ページ上記の表及び P 112 の算出方法をもとに 52,849 円になります。

##### ■介護従事者処遇改善臨時特例交付金加算による基準額の比較

介護従事者処遇改善臨時特例交付金加算前		→	介護従事者処遇改善臨時特例交付金加算後	
基準年額	53,610円		基準年額	52,849 円
基準月額	4,467円		基準月額	4,404 円

### 3 第1号被保険者（65歳以上）の所得段階別保険料年額

所得段階別にみた第1号被保険者の年間の介護保険料は以下のとおりです。

#### ■第4期計画の所得段階

所得段階		基準額（52,849円）に対する割合（第4期）	対象者の内容（第4期）	保険料（年額）
第3期計画	第4期計画			
第1段階	第1段階	基準額×0.50	本人及び世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者または生活保護の受給者	26,400円
第2段階	第2段階	基準額×0.50	本人及び世帯全員が市民税非課税かつ課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の者	26,400円
第3段階	第3段階	基準額×0.75	本人及び世帯全員が市民税非課税で、第2段階に該当しない者	39,600円
第4段階	第4段階	基準額×0.95	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税者がいる者のうち課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の者	50,200円
	第5段階	基準額	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税者がいる者のうち第4段階に該当しない者	52,800円
第5段階	第6段階	基準額×1.20	本人が市民税課税で本人の合計所得金額が125万円未満の者	63,400円
	第7段階	基準額×1.25	本人が市民税課税で本人の合計所得金額が125万円以上200万円未満の者	66,100円
第6段階	第8段階	基準額×1.50	本人が市民税課税で本人の合計所得金額が200万円以上500万円未満の者	79,300円
	第9段階	基準額×1.55	本人が市民税課税で本人の合計所得金額が500万円以上の者	81,900円

※編みかけ部分は、新設された段階。保険料（年額）は、100円未満を四捨五入しています。

## ■第1号被保険者の保険料の推計

### 1. 標準給付費

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
総給付費	4,302,013,686円	4,512,658,720円	4,737,101,254円	13,551,773,660円
特定入所者介護サービス費等給付額	163,537,700円	172,532,273円	182,194,080円	518,264,053円
高額介護サービス費等給付額	86,348,958円	89,284,822円	92,188,604円	267,822,384円
算定対象審査支払手数料	4,559,945円	4,757,480円	4,963,595円	14,281,020円
審査支払手数料支払件数	70,153件	73,192件	76,363件	219,708件
標準給付費見込額 (A)	4,556,460,289円	4,779,233,295円	5,016,447,533円	14,352,141,117円

### 2. 地域支援事業費

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
地域支援事業費 (B)	117,787,000円	133,685,000円	150,344,000円	401,816,000円
(参考) 保険給付費見込額に対する割合	2.6%	2.8%	3.0%	2.8%

### 3. 第1号被保険者の保険料

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
第1号被保険者数	18,274人	18,603人	18,754人	55,631人
前期 (65～74歳)	10,481人	10,463人	10,239人	31,183人
後期 (75歳～)	7,793人	8,140人	8,515人	24,448人
所得段階別加入割合				
第1段階	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%
第2段階	19.7%	19.7%	19.7%	19.7%
第3段階	14.5%	14.5%	14.5%	14.5%
第4段階	28.3%	28.3%	28.3%	28.3%
第5段階	23.6%	23.6%	23.6%	23.6%
第6段階	11.1%	11.1%	11.1%	11.1%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
所得段階別被保険者数				
第1段階	510人	519人	524人	1,553人
第2段階	3,606人	3,671人	3,701人	10,978人
第3段階	2,650人	2,698人	2,720人	8,068人
第4段階	5,168人	5,261人	5,304人	15,733人
第5段階	4,315人	4,393人	4,428人	13,136人
第6段階	2,025人	2,061人	2,077人	6,163人
合計	18,274人	18,603人	18,754人	55,631人
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (C)	17,645人	17,962人	18,107人	53,714人
標準給付費見込額 (A)	4,556,460,289円	4,779,233,295円	5,016,447,533円	14,352,141,117円
第1号被保険者負担相当額 (D)	934,849,458円	982,583,659円	1,033,358,307円	2,950,791,423円
調整交付金相当額 (E)	227,823,014円	238,961,665円	250,822,377円	717,607,056円
調整交付金見込交付割合 (H)	4.57%	4.57%	4.57%	
後期高齢者加入割合補正係数 (F)	1.0628	1.0628	1.0628	
所得段階別加入割合補正係数 (G)	0.9610	0.9610	0.9610	
調整交付金見込額 (I)	208,230,000円	218,411,000円	229,252,000円	655,893,000円
財政安定化基金拠出金見込額 (J)				円
財政安定化基金拠出率		0.00%		
財政安定化基金償還金	円	円	円	円
準備基金の残高 (平成20年度末の見込額)				230,000,000円
準備基金取崩額				230,000,000円
介護従事者処遇改善臨時特例交付金				39,520,738円
審査支払手数料1件あたり単価	65.00円	65.00円	65.00円	
審査支払手数料支払件数	70,153件	73,192件	76,363件	
審査支払手数料差引額 (K)	円	円	円	円
市町村特別給付費等	500,000円	500,000円	500,000円	1,500,000円
市町村相互財政安定化事業負担額				円
市町村相互財政安定化事業交付額				円
保険料収納必要額 (L)				2,784,005,479円
介護従事者処遇改善臨時特例交付金による保険料収納必要額 (L)				2,744,484,741円
予定保険料収納率		98.00%		
保険料の基準額				
保険料Ⅰ (年額)				57,229円
保険料Ⅰ (月額)				4,769円
保険料Ⅱ (年額)				57,257円
保険料Ⅱ (月額)				4,771円
保険料Ⅲ (年額)				52,888円
保険料Ⅲ (月額)				4,407円
保険料基準額に対する弾力化をした場合の保険料額				
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (C)	17,407人	17,720人	17,863人	52,991人
保険料Ⅳ (年額)				58,010円
保険料Ⅳ (月額)				4,834円
保険料Ⅴ (年額)				58,039円
保険料Ⅴ (月額)				4,837円
保険料Ⅵ (年額)				53,610円
保険料Ⅵ (月額)				4,467円

- ※保険料Ⅰ、Ⅳは、保険料収納必要額を「第1号被保険者負担分及び調整交付金相当額-調整交付金見込額+財政安定化基金拠出金見込額」で算出される額とした場合の保険料です。
- ※保険料Ⅱ、Ⅴは、保険料収納必要額を「保険料Ⅰの保険料収納必要額+国庫負担等の算定の対象とならない審査支払手数料額+市町村特別給付費等+市町村相互財政安定化事業負担額-市町村相互財政安定化事業交付額」で算出される額とした場合の保険料です。
- ※保険料Ⅲ、Ⅵは、保険料収納必要額を「保険料Ⅱの保険料収納必要額+財政安定化基金償還金-準備基金取崩額」で算出される額とした場合の保険料であり、当該被保険者の第1号被保険者の保険料の基準額です。

### 4. 第3期の第1号被保険者の保険料の基準額 (月額)

第3期の第1号被保険者の保険料の基準額 (月額) (注)	4,686円
------------------------------	--------

(注) 市町村合併した場合には、構成市町村の保険料の基準額を第1号被保険者数で加重平均して算出してください。  
 市町村合併した場合の保険料の基準額 =  $\frac{\sum \{ (\text{各構成市町村の保険料の基準額}) \times (\text{各構成市町村の第1号被保険者数}) \}}{\text{構成市町村の第1号被保険者数の合計}}$

5. 財政安定化基金償還金・準備基金取崩額の影響・第3期と第4期の第1号被保険者の保険料の基準額(月額)の比較(報酬改定による影響を考慮したもので、介護従事者処遇改善臨時特例交付金による軽減がない場合)

第4期の1号被保険者の介護保険料の基準額:保険料Ⅲ(月額)	4,407円	第4期の第1号被保険者の介護保険料基準額に対する弾力化をした場合の保険料額:保険料Ⅵ(月額)	4,467円
(再掲)財政安定化基金償還金の影響額	0円	(再掲)財政安定化基金償還金の影響額	0円
(再掲)準備基金取崩額の影響額	364円	(再掲)準備基金取崩額の影響額	369円
(参考)第3期→第4期の増減率(保険料の基準額)	-5.9%	(参考)第3期→第4期の増減率(保険料基準額に対する弾力化をした場合の保険料額)	-4.7%

6. 介護従事者処遇改善臨時特例交付金の影響・交付金による第1号被保険者の保険料の基準額(月額)の比較

各年度の保険料を同額に設定する場合	3ヵ年同額		3ヵ年同額
第4期の1号被保険者の介護保険料の基準額:保険料Ⅲ(年額)	52,137円	第4期の第1号被保険者の介護保険料基準額に対する弾力化をした場合の保険料額:保険料Ⅵ(年額)	52,849円
第4期の1号被保険者の介護保険料の基準額:保険料Ⅲ(月額)	4,345円	第4期の第1号被保険者の介護保険料基準額に対する弾力化をした場合の保険料額:保険料Ⅵ(月額)	4,404円
(再掲)介護従事者処遇改善臨時特例交付金の影響額	63円	(再掲)介護従事者処遇改善臨時特例交付金の影響額	63円
(再掲)準備基金取崩額の影響額	364円	(再掲)準備基金取崩額の影響額	369円
(参考)第3期→第4期の増減率(保険料の基準額)	-6.0%	(参考)第3期→第4期の増減率(弾力化をした場合の保険料額)	-6.0%
(参考)第4期(自然体)→第4期(交付金反映後)の増減率(保険料の基準額)	-8.7%	(参考)第4期(自然体)→第4期(交付金反映後)の増減率(弾力化をした場合の保険料額)	-7.4%